

アイヌ農林漁業対策事業実施基準の制定について

(昭和51年6月12日 51構改B第1339号)
農林事務次官依命通知
最終改正 平成21年4月1日 21経営第7175号

(別紙)

アイヌ農林漁業対策事業実施基準

アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和51年6月12日付け51構改B第1339号農林事務次官依命通知）第2の5の(1)による補助の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、この基準の定めるところによるものとする。

第1 一般的基準

1. 補助対象事業は、アイヌ農林漁業対策事業実施計画（以下「事業計画」という。）に即し、合理的な農林漁業経営の改善及び農林漁家経済の安定向上を効果的に図りうる事業を重点的に実施するものとする。
2. 1箇所又は1施設の個々の事業について単年度に完了することを原則とする。ただし、農林業基盤整備事業については、当該地区又は事業の実情に即し、必要があると認める場合は、この限りでない。
3. 補助対象事業により造成、改良又は整備した農用地、農林漁業近代化施設等の受益又は利用の範囲は、原則として当該地区内とする。
4. 1箇所又は1施設の個々の事業費は、零細とならないように留意し、原則として最低30万円とする。
5. 1箇所又は1施設の個々の事業の受益関係農林漁家のうちアイヌ農林漁家の戸数は原則として3戸以上とする。
6. 1事業実施地区又は1施設の事業ごとに、アイヌ農林漁家に係る受益又は利用の割合が農業生産基盤整備事業にあっては受益面積、林道事業にあっては、利用区域の面積、その他の事業にあっては、受益面積、利用区域の面積又は受益戸数のおおむね6割以上を占めるものとする。
7. アイヌ農林漁業対策事業実施要領第2の3に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となるものとする。
8. 補助対象事業費は、北海道において使用されている単価及び歩掛りを基準として当該事業実施地区の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業又は施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものでなければならない。
9. 自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
10. 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、事業地区又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設又は合体の事業及び古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。
11. 補助の対象とする農林漁業経営近代化施設は、原則として、耐用年数おおむね5年以上のものとし、また附帯設備は、消耗的物品を含まないものとする。

12. 農林業生産基盤整備事業に係る用地の買収に要する費用及び補償費は、土地改良事業に伴う用地等の所得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（建）農地局長通知）の定めるところに準ずる。
農林漁業経営近代化施設の設置に伴う用地の買収又は賃借に要する費用及び補償は、補助の対象としないものとする。
13. 補助事業である農林業基盤整備事業（林道事業を除く。）については、原則として土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて実施するものとする。
14. 補助対象事業は、厳正的確な実施を期するとともに、事業完了後の経営管理が厳正かつ効果的に行われるよう経営管理規程の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。
15. 事業計画に基づいて本事業を実施する者（以下「事業主体」という。）のうち乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る事業（畜産環境、畜産物の処理・加工・流通関連施設整備に係るものを除く。）を実施する事業主体は、「飼料自給率向上クロス・コンプライアンスについて」（平成18年3月31日付け17生産第2867号農林水産省生産局通知）に基づき、「飼料自給率向上計画」を策定しているか、又は事業実施期間中に策定することが確実に見込まれているものとする。
16. 事業主体が市町村、農業協同組合又は農業委員会である場合にあっては、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定しているか、又は事業実施期間中に設定することが確実に見込まれているものとする。
 - （1） 事業主体が市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
 - （2） 事業主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

第2 事業種目別基準

補助対象事業の事業の種類、事業種目、事業主体、事業内容及び事業の規模等は、次に掲げるとおりとする。

I 農林業生産基盤整備事業

事業種目	事業主体	事業内容	事業の規模等
1. ほ場整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体	農地につき行う区画整理及びこれと関連して施行することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、農道等の事業とする。	1. 1事業地区の受益面積は、おおむね2ha以上とする。 2. 区画、用排水路及び道路は、傾斜、地下水その他の立地条件、導入機械、営農体系等に即応したものとする。 3. 確定測量及び換地処分については、工事完了年度の翌年度まで補助する。
2. 農用地集団化事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会	交換分合によって農用地の集団化を行うための事業とし、農用地集団化の啓もう普及、経営調査、土地評定、測量、計画図作成、交換分合計画書作成、認可申請等とする。	1. 事業地区の関係面積はおおむね2ha以上とする。
3. 土地改良事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体	農地及び水に関する条件整備を行うための事業とし、かんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、客土、農道、農道舗装、農道橋、索道等とする。	1. 1事業地区の関係面積はおおむね2ha以上とする。 2. 畑地かんがい事業の末端移動施設（スプリンクラー等）は、農業経営近代化施設として補助の対象とする。 3. 客土事業の客入土の散布費用は、補助の対象

			としない。 4. 農道事業にあつては、全巾員は3 m以上1路線の延長はおおむね200m以上とする 5. 農道舗装事業は、既存農道の舗装とする。 6. 農道橋事業は、永久橋への架替えに限るものとし、全巾員は3 m以上とする。 7. 索道事業は、動力索道及びこれと一体として施行することを相当とする附帯道路とする。
4. 農地造成改良事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体	未墾地からの農地造成、既墾地からの樹園地、飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを相当とする農用地の改良事業とし造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、深耕、整地、土壌改良資材、区画整理、かんがい排水施設、客土、農道、索道、防風林、土壌侵蝕防止施設、飲雑用水施設等とする。	1. 1事業地区の造成改良面積は、おおむね2 ha以上とする。 2. 確定測量及び換地処分については、ほ場整備事業の場合に準ずる。 3. 区画整理、かんがい排水、客土、農道及び索道については、ほ場整備事業及び土地改良事業の場合に準ずる。
5. 草地開発	市町村、農	草地の造成、改良、野草	1. 事業地区の造成改良面

整備事業	業 協 同 組 合、土地改 良区、農業 者の組織す る団体	資源を利用した放牧地の 整備及び草地の利用に必 要な施設等の整備事業と し、造成改良に必要な障 害物除去（刈払い、除石、 抜根）、起土、整地、土 壌改良資材、牧草種子、 区画整理、かんがい排水 施設、土壌侵蝕防止施設、 牧道、索道、飲雑用水施 設、隔障物、牧野樹林、 家畜飼養管理施設（家畜 保護施設、電気導入施設、 飼料貯蔵施設等）等とす る。	積は、おおむね 2 ha以 上とする。
6. 林道事業	市町村、森 林組合、生 産森林組合	自動車道及び軽車道（林 道規程（昭和 4 8 年 4 月 1 日付け 4 8 林野道第 1 0 7 号林野庁長官通知） に定める自動車道及び軽 車道をいう。）の開設及 び改良を行う事業とし、 助成の対象は林道の新設 （既設林道の種類の変更 を含む。）又は改築、橋 りょう改良、局部改良、 雪害防止、ずい道改良、 幅員拡張、法面保全及び 山火事防止の工事とす る。	1. 事業の規模は、利用区 域の森林面積おおむね 1 0 ha以上、1 路線の 延長200m以上とする。

Ⅱ 農林漁業経営近代化施設整備事業

事業種目	事業主体	補助対象施設
1. 農業経営近代化施設	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体	栽培飼養管理、収穫、乾燥、集出荷、飼料生産を改善するために必要なトラクター及び附属作業機、育苗施設、温室（ハウスを含む。）移植用機械、動力防除機、定置配管施設、果樹棚、かん水施設、収穫用動力機械、運搬施設、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、放牧施設、家畜用水施設、畜舎、糞尿処理施設、農機具格納附帯施設等とする。
2. 林業経営近代化施設	市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農林業者の組織する団体	刈払機、植穴掘機、薬剤散布機、チェーンソー、チップパー、皮はぎ機、フォークリフト、機械保管施設、木工用機械、乾燥機、作業施設、特殊林産物栽培管理施設、特殊林産物処理加工施設、貯蔵用施設、附帯施設とする。
3. 漁業経営近代化施設	市町村、漁業協同組合、農業協同組合、農漁業者の組織する団体	養殖施設、蓄養施設、海水処理施設、漁業用作業保管施設、水産物処理加工施設、水産鮮度保持施設、水揚げさばき施設、貯蔵用施設、運搬施設、附帯施設等とする。

Ⅲ 特認事業

特認事業はⅠ及びⅡに掲げる事業に準ずるもので、当該地区の特色からみてその緊要度が高く、かつ、事業効果が著しく、自力をもって行うことが困難な事業で、本事業により実施することが適当と認められるものとする。